

## 第6回「継続雇用で給与が下がった時にもらえる ～高年齢雇用継続給付金を知ろう！～」

三菱UFJ信託銀行 菅谷 和宏

### <「高年齢雇用継続給付金」ってなに？>

現在、65歳まで働ける環境<sup>注1</sup>が整備されていますが、多くは60歳定年後65歳まで、嘱託等として継続雇用で働く方が多いと思います。

しかし、継続雇用では一般的に、正社員と比べて賃金が大幅に低下することが多いと考えます。その場合、60歳時点の賃金と比べて60歳以降の賃金が75%未満に低下する等の一定の要件に該当すれば（図表1）、60～65歳まで、賃金に0.44%～15.00%<sup>注2</sup>を乗じた金額が、雇用保険から「高年齢雇用継続給付金」として支給されます（図表2）。

（図表1）高年齢雇用継続給付金の支給要件（主なもの）

① 60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者である
② 退職時に雇用保険の基本手当（いわゆる失業給付金）を受給していない
③ 雇用保険の被保険者期間が5年以上ある
④ 60歳以降の賃金月額が60歳到達時(478,500円超の場合は478,500円(※1))の75%未満
⑤ 支給対象月の賃金が364,595円(※1)未満である

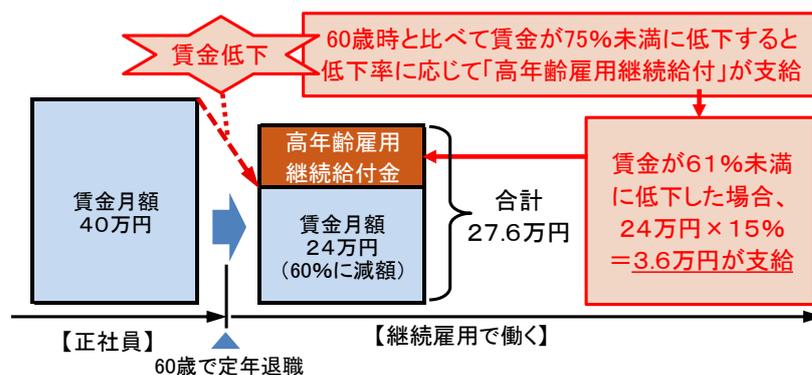
(※1) 金額は毎月勤労統計の平均定期給与額を基に毎年8月1日に改定

### <「高年齢雇用継続給付金」はいくらもらえるの？>

支給額は、60歳以降の賃金月額<sup>注3</sup>の低下割合に応じて支給されます。61%未満の場合は60歳以降の賃金の15%<sup>注2</sup>が支給され、61%以上～75%未満の場合は0.44%～15.00%<sup>注2</sup>が支給されます（図表3）。なお、賃金月額が364,595円以上の場合は、高年齢雇用継続給付金は支給されず、賃金月額と高年齢雇用継続給付金の合計が364,595円を超えた場合は、「364,595円－賃金額」が支給されます（高年齢雇用継続給付金は非課税）。

なお、高年齢雇用継続給付金の申請手続は通常、会社が行ってくれます。支給要件に該当した月には概ね支給決定日から1週間程度で、自分が事前に指定した口座に給付金が振り込まれます。

（図表2）高年齢雇用継続給付金の仕組み



(出所) 筆者作成

### <高年齢雇用継続給付金と在職老齢年金の支給調整>

前回、在職老齢年金についてお話ししましたが、60歳以降、働きながら厚生年金を受給し、さらに高年齢雇用継続給付金の支給要件に該当した場合は、賃金低下割合（高年齢雇用継続給付金の支給率）に応じて、年金額のうち標準報酬月額の0.18%～6.00%相当額分、支給停止されます（図表3）。

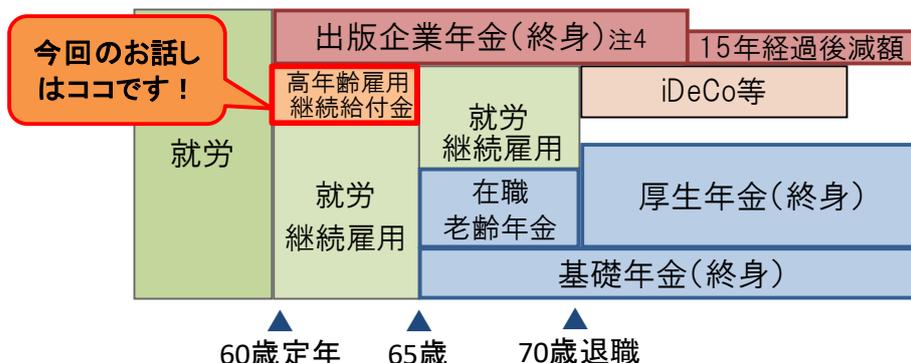
(図表3) 高年齢雇用継続給付金の支給率と在職老齢年金の停止割合（簡易表）

賃金低下割合	給付金支給率	年金停止割合	賃金低下割合	給付金支給率	年金停止割合	賃金低下割合	給付金支給率	年金停止割合
75.00	0.00	0.00	70.00	4.67	1.87	65.00	10.05	4.02
74.00	0.88	0.35	69.00	5.68	2.27	64.00	11.23	4.49
73.00	1.79	0.72	68.00	6.73	2.69	63.00	12.45	4.98
72.00	2.72	1.09	67.00	7.80	3.12	62.00	13.70	5.48
71.00	3.68	1.47	66.00	8.91	3.56	61.00	15.00	6.00

(出所) 筆者作成

人生100年時代、なるべく長く働くことが将来の年金額を増やすことにつながります。今から60歳以降のライフプランを考えてみると良いと思います（図表4）。

(図表4) 70歳まで働いた場合のライフプランの一例（在職老齢年金・高年齢雇用継続給付金）



(出所) 筆者作成

注1: 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)により、事業主には①定年の廃止、②65歳までの定年の引上げ、③65歳までの継続雇用制度、のいずれかの実施が義務付けられている

注2: 2025年度から新たに60歳となる方は10%に変更

注3: 賃金月額、基本給の他に通勤手当、残業手当等の各種手当が含まれ(賞与は含まず)、60歳直前の6ヶ月の総支給額(保険料等控除前)を180で除した賃金日額の30日分の金額

注4: 出版企業年金基金の年金は、60~65歳までの希望するときから受給可能で、5年、10年、15年、20年の保証付有期年金または終身年金(15年経過後に1/2に減額)で受給可能